



Title	我が国における企業不正事例(3)
Author(s)	吉見, 宏
Citation	経済學研究, 45(4), 146-162
Issue Date	1996-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32020
Type	departmental bulletin paper
File Information	45(4)_P146-162.pdf



<研究ノート>

我が国における企業不正事例（3）

吉 見 宏

前号までの目次

1. はじめに—企業不正事例研究の意義
2. 事例 大光相互銀行
3. 事例 KDD (以上 本誌第45巻第2号)
4. 事例 興人
5. 事例 不二サッシ工業・販売 (以上 本誌第45巻第3号)
6. 事例 リッカー

6. 1 事例の概要

リッカー株式会社（以下、リッカーと称する）は、昭和14年創業のミシンを中心とした製造、販売企業である。創業時は日本殖産工業株式会社、理化学工業株式会社と称したが、昭和23年にミシンの製造・販売を開始、昭和24年にはリッカーミシン株式会社と改称、昭和48年からは経営多角化に応じてリッカー株式会社となった。この間同社は昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけてミシン業界のトップメーカーとなり、昭和36年には東京証券取引所および大阪証券取引所一部に上場している。本事例は、同社の倒産、粉飾経理事例である。

本事例の報道は昭和59年から本格化するが、リッカーの企業経営の問題点については、そのかなり以前から報道が行われている。リッカーは、倒産の前年の昭和58年に当時のN社長とYs副会長（前社長）を平取締役以降格、逆に平取締役のI経理部長を社長に抜擢する人事を行うが、これに際して、同社の借入金の多さ、売掛金の多さなど、財務内容の悪さを指摘する報道がなされている¹⁾。実はすでにこの1年前から、主力銀行である三井銀行、日本長期信用

銀行は、リッカーに対する実質的な新規融資を停止していたとされ²⁾、リッカーは短期資金の借入先を広く外国銀行に移していたのである³⁾。

昭和59年に入って2月には、大沢商会在会社更生法の適用を申請して倒産する。大沢商会は、単独決算では黒字であったが連結決算では赤字であったため、同様の事情を持つ企業が注目され、その中にリッカーも含まれた⁴⁾。特に銀行、証券会社はかかる状況の企業への注意を強めているとされ、3月6日にはリッカーの株価が急落する⁵⁾。同社のI社長は、同日に記者会見して経営不安説を否定するが、短期資金の融資を受けていた外銀からは返済を求められ、主力銀行の三井銀行から20億円、準主力銀行の日本長期信用銀行から10億円の運転資金の追加融資を受ける⁶⁾。この際、両銀行はリッカーに経営再建策の策定を求め、4月以降は東邦生命からは一部融資を受けたものの、両銀行からの融資は以後は停止される⁷⁾。そして、5月25日発表の

1) 「リッカー石井新体制で経営悪化に歯止めかかるか」『週刊東洋経済』、第4456号、昭和58年6月18日。

2) 小宮[1984]、116頁。

3) 『日本経済新聞』昭和59年7月21日朝刊。

4) 『「単独・有配、連結・赤字」会社の危険度』『週刊東洋経済』、昭和59年4月7日。

5) 『日経産業新聞』昭和59年7月26日。

6) 外銀全体の融資額は三井銀行の融資額を上回る80億円とされ（『日本経済新聞』昭和59年7月21日朝刊）、日銀の要請によってリッカーから融資は引き上げられなかった（『日本経済新聞』昭和59年7月24日朝刊）。

7) 『日経産業新聞』昭和59年7月19日。

昭和59年3月期決算では、連結では2期連続の欠損、単独でも経常利益で1,600万円の大幅減益、最終損益では赤字となった⁸⁾。銀行から求められていた同社の経営再建策も同日示されたが、その内容は不採算となっているホテルリッチなどの子会社の売却を中心とし⁹⁾、最大の資産である東京・銀座の本社ビルの売却は含まれていなかった¹⁰⁾。この再建策を不満として、7月初旬には前記2銀行と東邦生命からリッカーに派遣されていた役員が次々と辞任¹¹⁾、この報道によりリッカー株式の売買が停止される。また東邦生命からの融資も打ち切れ¹²⁾、リッカーは本社ビルの売却を柱とした再建案を再度示すことになる¹³⁾。

しかしながら、本社ビルの売却は価格交渉が難航した。7月19日には通産省がリッカーから経営状況を事情聴取するに至り¹⁴⁾、ついに23日には東京地裁に和議を申請して倒産した¹⁵⁾。負債額は会社側の発表で826億円であり、興人、永大産業、大沢商会に次ぐ戦後4番目の大型倒産とされた¹⁶⁾。連鎖的に24日にはリッカー電機¹⁷⁾、28日にはホテルリッチも和議を申請する¹⁸⁾。この時点でリッカーの再建には東邦生命が乗り出しており、かつて東洋製鋼などの企業再建に実績のあるO氏を管財人候補に仰ぐと

もに、東邦生命から東洋製鋼に出向中で、O氏の下にあったW氏がリッカー顧問に就いた¹⁹⁾。

W顧問は再建計画策定委員会を8月に発足させ、東邦生命を中心にリッカーの経理内容の分析を進めるが、その中で初めて粉飾経理も含めて調査していることを示唆する²⁰⁾。粉飾経理の可能性が強まった結果、債権者の協力が得にくいと考えられたため8月20日には和議を断念、会社更生法の申請に切り替えた²¹⁾。この時点でO氏はリッカーの再建から手を引き、東邦生命は新たな事業家管財人候補を探すこととなる。リッカーには弁護士の保全管財人はいたものの、結局事業家管財人は翌年2月になるまで決まらない。このため東邦生命もリッカーの再建から手を引き、最終的にはダイニッカ社長のYc氏が管財人に決まり、昭和60年2月18日によりやく更生手続開始決定が下りる。これは、管財人を引き受ける新たな支援企業がなかったことによるもので、管財人と支援企業を切り離すことで決着したものであった。この時点でリッカーの支援企業として、東芝、日本信販、ダイエーの名があげられた²²⁾。

さて、リッカーの粉飾経理の可能性はすでに少しずつ報じられていたが、同年4月11日には、昭和59年3月期までの8年間にわたって329億円の利益の過大計上があったことが大きく報じられるに至る。この粉飾額は不二サッシの429億円に次ぐものである²³⁾。さらに5月21日には、大蔵省がリッカーとI社長を証券取引法違反(有価証券報告書虚偽記載)で、管財人が日前会長ら旧経営陣4名を商法違反(特別背任、違法配当)で東京地検に告発、これを受けて東京地検特捜部は直ちに強制捜査に着手した²⁴⁾。証

8)『日本経済新聞』昭和59年5月25日朝刊。

9)『日本経済新聞』昭和59年5月3日朝刊。

10)『日本経済新聞』昭和59年5月25日朝刊。

11)『日本経済新聞』昭和59年7月18日朝刊、「銀行も見放した“危機回避策”の支離滅裂」『週刊東洋経済』第4534号、昭和59年7月28日。

12)『日本経済新聞』昭和59年7月24日朝刊。

13)『日本経済新聞』昭和59年7月18日朝刊、『日経産業新聞』昭和59年7月19日。

14)『日本経済新聞』昭和59年7月20日朝刊。

15)『日本経済新聞』昭和59年7月23日夕刊。

16)『日本経済新聞』昭和59年7月24日朝刊。しかし負債額は調査機関によっては先の大沢商会に並ぶ1,100億円ともされ(『日本経済新聞』昭和59年7月23日夕刊)、その後もこの額が一般的に使われている。

17)『日本経済新聞』昭和59年7月25日朝刊。

18)『日本経済新聞』昭和59年7月28日朝刊。

19)『日本経済新聞』昭和59年7月27日朝刊。

20)『日本経済新聞』昭和59年8月10日朝刊。

21)『日本経済新聞』昭和59年8月21日朝刊。同時に子会社のリッカー不動産も会社更生法の申請を行っている。

22)『日本経済新聞』昭和60年2月19日朝刊。

23)『日本経済新聞』昭和60年4月11日朝刊。

24)『日本経済新聞』昭和60年5月21日夕刊。

券取引法違反の対象となった粉飾額は、時効の関係から昭和58年3月期と昭和59年3月期の2期分、139億7,500万円であった²⁵⁾。また、管財人は続いて22日に旧経営陣23人に対して会社更生法に基づく総額83億2,000万円の損害賠償請求の査定申し立てを東京地裁に起こした²⁶⁾。

10月31日にはH元会長ら旧役員5名が、商法違反(違法配当)、証券取引法違反(有価証券報告書虚偽記載)で東京地検に逮捕された。この時点でリッカーの粉飾額は338億円とされた²⁷⁾。11月20日にはこのうちH元会長、Ys元社長、N元社長の3名が商法違反(特別背任、業務上横領)で再逮捕、同時に商法違反(違法配当)で起訴され、またこれにI元社長を加えた4名が証券取引法違反で起訴された²⁸⁾。初公判は昭和61年2月19日に開かれ²⁹⁾、4被告は基本的に罪状を認めた。同年12月には求刑が行われ³⁰⁾、昭和62年3月12日に4被告に対して執行猶予付きの有罪判決が下された³¹⁾。なお、先の損害賠償請求訴訟については和解が成立し、個人資産による賠償がなされている³²⁾。事件としての本事例は、これで終了することになる。

リッカーの再建については、その後も難航した。管財人になったYc氏は厳しい経営方針を示したが、これが従業員や裁判所に受け入れられず辞任³³⁾、リッカーは再び保全管財人1人だけの状態に戻ってしまう。当初は更生案提出は昭和61年2月が期限であったが、管財人はこれを1年延期せざるを得なかった³⁴⁾。しかし昭和61年2月には、リッカーの再建にダイエーが全面的に乗り出すことが表明される。これはこの時期には土地高騰が始まり、倒産時には売却できなかった本社ビルの資産価値が増し、短期間で再建が可能と判断されたためといわれている³⁵⁾。ダイエーはさっそく管財人代理を派遣、更生案も再度提出を延期の上、同年8月18日によりやく提出された³⁶⁾。9月にはダイエー社長が管財人に就任、同副社長のK氏が管財人代理となり³⁷⁾、更生計画の認可を受けてK氏がリッカー社長に就任した³⁸⁾。リッカーは本社ビルを所有するリッカー不動産を合併の上、以後本社ビル、工場などの不動産売却が進められていく。ダイエーはリッカーをグループ内の無店舗販売事業に位置付け、ミシンの販売は続けるものの、生産はスイスのメーカーに委託し、自社製造は行わないこととし、製造から撤退した。その後再建計画は順調に進み、平成5年3月には再建が完了する³⁹⁾。そして平成6年9月1日に、ダイエーグループのダイエーファイナンス、朝日トラベルエージェンシーと合併してダイエーOMCとなり⁴⁰⁾、現在に至っている。これをもってリッカーという企業はなくなったが、ダイエー

25)『朝日新聞』昭和60年5月21日夕刊。

26)『日本経済新聞』昭和60年5月23日朝刊。

27)『日本経済新聞』昭和60年10月31日夕刊。

28) 起訴状は「リッカー旧役員の特別背任等事件」『資料版商事法務』第34号、1987年1月を参照。

29)『日本経済新聞』昭和61年2月19日夕刊。冒頭陳述書は「リッカー旧役員の特別背任等事件冒頭陳述書」(その1)『資料版商事法務』第34号、昭和62年1月、同(その2)『資料版商事法務』第36号、昭和62年3月、同(その3)『資料版商事法務』第38号、昭和62年5月を参照。

30)『日本経済新聞』昭和61年12月25日夕刊。論告要旨は「リッカー旧役員の特別背任等事件」『資料版商事法務』第34号、昭和62年1月を参照。

31)『日本経済新聞』昭和62年3月12日夕刊、「東京地裁、リッカーの粉飾決算事件で元役員に特別背任罪等で有罪下す」『商事法務』第1106号、昭和62年3月25日。判決文は「リッカー旧役員の特別背任等事件判決」『資料版商事法務』第37号、昭和62年4月を参照。

32)『日本経済新聞』昭和62年3月5日夕刊。

33)『日経産業新聞』昭和60年9月11日。

34)『日本経済新聞』昭和61年2月8日朝刊。

35)『日本経済新聞』昭和62年2月17日夕刊。

36)『日本経済新聞』昭和62年8月19日朝刊。

37)『日経流通新聞』昭和62年9月15日。

38)『日本経済新聞』昭和62年11月21日朝刊。

39)『日本経済新聞』平成4年12月4日朝刊。

40)『日経産業新聞』平成6年9月6日。なお、ダイエーファイナンスは東証一部上場企業であり、リッカー合併後のダイエーOMCもそのまま上場している。

OMCは現在も「リッカー」ブランドのミシンの販売を継続している。

6. 2 報道の論点

前節でみたように、本事例についてはかなりの長期にわたって報道がなされている。その中でも報道が集中したのは、倒産時、粉飾決算の発覚時と強制捜査時である。

まず、倒産時の報道の論点は以下の6点に分けられる。第一は倒産の額の大きさである。先にも述べたように、中堅商社の大沢商会がリッカー倒産直前の2月に倒産しており⁴¹⁾、この負債額が1,100億円を越すといわれた⁴²⁾。これは興人、大和毛織以来となる上場企業の大型倒産であった。リッカーの事例はその直後に起きたほぼ同規模の大型倒産であり、当時回復基調にあった景気と関連づけて注目された。第二は、リッカーの経営陣に対する批判である。会長のH氏は創業者の弟にあたり、リッカーはいわゆるオーナー企業であった。H氏は社長を退いてからも経営権を握り続けていたとされ、そのワンマン体質が批判されるとともに⁴³⁾、H氏自身の経営者としての能力にも疑問が呈された⁴⁴⁾。また、H元会長、I前社長、N元社長は、業務上横領罪でも起訴されているが、これはリッカーの株式を借入金で購入したための利払いに裏金を作って私的に流用したものであり、これも発覚すると大きく報道されることとなった⁴⁵⁾。第三に、銀行との関係の悪さが指摘された。大沢商会の場合、報道では倒産の一因としてメインバンク

がなかったことが指摘されたが⁴⁶⁾、リッカーの場合には、メインバンクといわれる三井銀行や準主力行の長銀はあったもののこれらに相談をせず、端的には和議の申請すら事前に知らせなかったとされる⁴⁷⁾。しかし、粉飾決算の発覚後は、銀行が粉飾を知っていたのではないか、あるいは、なぜ銀行出身の取締役は歯止めとならなかったのかというように、リッカーの取引銀行にも批判が向けられることになる。第四に、リッカーが会社更生法でなく和議を申請した理由が注目された。大会社であり債権者も多いリッカーでは、和議を成立させることはそもそも困難とみられたからである。これは、会社更生法と異なり、経営陣がそのまま残れる和議をH会長が選んだためとされる⁴⁸⁾。加えて、粉飾決算の追及を逃れるためという観測もあった⁴⁹⁾。第五は、リッカー経営陣の経営方針についてである。すなわち、同業他社に比較して借入金に大きく依存してきたこと、成熟商品であるミシンから脱却できず、多角化を進めた電器、ホテルなども収益に貢献しなかったことなど、市場への対応の悪さ、多角経営の失敗が指摘された⁵⁰⁾。第六は、リッカーにかかわる消費者保護問題である。リッカーは前払い積み立て方式でミシン

41) 『日本経済新聞』昭和59年3月1日朝刊。

42) 「社説」『日本経済新聞』昭和59年3月2日朝刊。

43) 「産業ルポルタージュ・リッカー倒産(4)」『日経産業新聞』昭和59年7月31日。かかる指摘は、多くの倒産、粉飾事例に共通するものの1つである(『日本経済新聞』昭和60年5月21日夕刊)。

44) 小宮[1984]、119頁。

45) 『朝日新聞』昭和60年11月20日朝刊、『日本経済新聞』昭和60年11月21日朝刊、『朝日新聞』昭和60年12月7日朝刊。

46) 「社説」『日本経済新聞』昭和59年3月2日朝刊。「銀行に見放されたリッカー倒産の顛末」『金融財政事情』第35巻第29号、昭和59年7月30日、61頁。

47) 『日本経済新聞』昭和59年7月26日朝刊、「産業ルポルタージュ・リッカー倒産(3)」『日経産業新聞』昭和59年7月30日。「誤りの選択重ねたリッカーの甘え」『週刊ダイヤモンド』第72巻第30号、昭和59年8月4日、8-9頁。

48) 『日経産業新聞』昭和59年7月31日。

49) 小宮[1984]、117頁。

50) 「リッカーの誤算(上)」『日本経済新聞』昭和59年7月24日朝刊、「リッカーの誤算(下)」『日本経済新聞』昭和59年7月25日朝刊、「大機小機」『日本経済新聞』昭和59年7月26日朝刊、小宮[1984]、123-124頁。また、倒産以前にも同様の指摘がある(『ミシン御三家』リッカーの危機)『週刊東洋経済』第4521号、昭和59年5月26日、48-50頁。

を販売しており、すでに代金を支払っている消費者の保護が問題となるとともに、かかる前払い方式による販売方法そのものの見直しも議論された⁵¹⁾。

次に粉飾決算に関わる報道であるが、リッカーの事例では、後述のようにすでに倒産時から粉飾決算の可能性を示唆する報道がなされていたことが特徴的である。とはいえ、その報道が本格化するののは昭和60年4月以降であり、ここが一応の粉飾決算の発覚時となる。その後は5月の強制捜査、10月の関係者の逮捕に沿って報道がなされる。リッカーの事例では、この時の報道が粉飾経理の方法に集中していることに特色がある。それは、かかる場合に通常みられる経営のあり方、経営者についての情報等はすでに倒産時に集中的に報道されていたからであろう。

以上に加えて本事例の報道で特徴的なのは、リッカーの再建方法に関する報道が相当量なされていることである。これは、そもそもリッカーの経営危機が倒産前から報じられ、その再建方法にもともと注目が集まっていたこと、倒産時にも和議、会社更生法と企業自身の方針が明確でなかったこと、管財人が二転三転し、最終的にダイエーによる再建スキームが定まるまでに3年の期間を要したことが理由としてあげられよう。

6. 3 監査および監査人との関連

上場企業の粉飾経理事例としては、本事例は不二サッシ以来の大型の事例といえるものである。

本事例は、多くの粉飾事例がそうであるように、会社の倒産によって粉飾経理が明らかになったものである。しかし前項で示したように、リッカーについては倒産のかなり前から、報道上そ

の企業経営に関しての問題点が指摘されてきていた。その中には会計上の問題点をすでに指摘しているものもある⁵²⁾。このためか、倒産に至った際にも、これが特に唐突に受け止められた感はない。そして倒産の前後から、会計に関する報道が目立ったことも本事例の特徴である。

すなわち、まずリッカーが単独決算では黒字の計上を続けていたが連結決算では赤字の企業であったことが注目された。これは先述のように同様の傾向があった大沢商会の倒産が先にあったためであり、昭和59年3月のリッカーの信用不安説もこれに端を発していた。このように、本事例は連結会計情報がかつてなく注目された事例なのである。

この黒字となっていたリッカーの個別財務諸表の項目では、売掛金の多さが当初から注目されていた⁵³⁾。そしてこのことが、倒産直後から粉飾経理の可能性を示す報道となって表れる。たとえば、売掛金の多さに第三者の公認会計士は疑問を呈し⁵⁴⁾、リッカーの顧問や管財人も、倒産後の早い時期から粉飾経理の可能性を示す言動をおこなっている⁵⁵⁾。このため、実際に粉飾経理の内容が詳しく報道され、告発、強制捜査、関係者の起訴に至った段階では、粉飾経理の存在それ自体がさして驚きをもって受け止められた感はない。

さて、リッカーの粉飾経理は、昭和50年4月ごろから始まったとされている。このころ、1株あたり5円の配当を維持するためにこれ以降の粉飾決算もやむなしとの基本方針が当時のH社長（倒産時は会長）、Ys副社長、N常務（いずれも後の社長）によってたてられたとさ

51) 『日本経済新聞』昭和59年7月24日朝刊、「社説」『日本経済新聞』昭和59年7月25日朝刊、「産業ルポルタージュ・リッカー倒産(5)」『日経産業新聞』昭和59年8月1日。

52) 「リッカー-石井新体制で経営悪化に歯止めかかるか」『週刊東洋経済』、第4456号、昭和58年6月18日。

53) 『日本経済新聞』昭和59年7月18日朝刊。

54) 『日本経済新聞』昭和59年7月24日朝刊。

55) 『日本経済新聞』昭和59年8月10日朝刊、「日経産業新聞」昭和59年8月16日、『日本経済新聞』昭和59年8月22日朝刊、8月23日朝刊。

れる⁵⁶⁾。配当維持の必要性は、会社の信用問題のみならず、そうしなければ割賦販売法により前払式割賦販売ができなくなる可能性があること、銀行からの借入が一層困難になることがあったとされる⁵⁷⁾。粉飾経理の方法は、架空売上の計上がその主体である。具体的には、本社のコンピュータの操作によって架空売上に計上するもの、本社から支店、支社へ指示を出し、虚偽の売上票を作成させるもの、リース会社や子会社に対して架空の売上をたてるものに大別される⁵⁸⁾。この際、売上に対して借方は売掛金が計上されるため、財務諸表上も売掛債権の額が肥大化する結果となっている。かかる会計処理は昭和52年7月ごろから始まったとされるが、それ以前の昭和51年3月期決算では、すでに退職給与引当金の過少計上、割賦契約繰延費用の過大計上が行われていた。このほか、架空売上に伴って大量のミシンの簿外在庫が発生し、逆に公表上のミシン在庫量が不足したため、簿外在庫を帳簿上計上するために架空製造も行われている⁵⁹⁾。この結果、売上の過大計上は累計で539億円、これに対応する利益の過大計上は累計で329億円にのぼった⁶⁰⁾。金額が多額であるにもかかわらず、その粉飾の方法自体は特に目新しいものではない。売掛金金額の大きさは、報道も早くから着目していたところであり、リッカーの粉飾経理の発見はそれほど困難なものだったとは思えない⁶¹⁾。

しかるに監査人はこれを指摘してこなかったことになる。リッカーは上場企業であるから、当然ながら証券取引法監査の対象企業であった。同社の担当公認会計士は、M氏とT氏の2名で

あり、いずれも両氏の個人会計事務所による監査である。このうちM氏は日本税理士会連合会会長、税制調査会、企業会計審議会委員などを歴任した会計士であった。リッカーは昭和43年3月期まではI氏の個人事務所による監査であったが⁶²⁾、昭和44年3月期からはこれにM氏が加わり、さらに翌年からはM氏による単独監査となった。そしてリッカーの粉飾が始まったとされる昭和50年度の直前の昭和50年3月期からは、これにT氏が加わった共同監査となってきたが、倒産直前の昭和59年3月期は、M氏の単独監査に戻っている。この昭和59年3月期に会計方針の変更に伴う2号限定が付されている外は、リッカーに対しては無限定の適正意見が示されてきた。よって少なくとも監査報告書上はリッカーの粉飾経理を伺うことはできなかったことになる。なお、両氏は商法監査特例法上の監査報告においても、粉飾経理の指摘は行っていない⁶³⁾。

このように、粉飾の期間からしてリッカーの粉飾決算に関して監査責任があると考えられるのは、M氏とT氏ということになる。リッカーの証券取引法監査を行った公認会計士については、倒産時にはすでに大蔵省が事情聴取を行っている⁶⁴⁾。また、粉飾経理が報道された後にも事情聴取が行われている⁶⁵⁾。報道でも、「売掛金の相手先に対する確認など、通常の監査手続きにしたがって監査していたなら、粉飾の一端はつかめたと思われる」と、公認会計士が粉飾を見逃したことに疑問を呈しており⁶⁶⁾、また会計監査人の責任を問う株主の声も伝えている⁶⁷⁾。かかる状況の中で、大蔵省も監査人の処分を検討していたとされるが⁶⁸⁾、この時点でT公認会

56) 神崎[1987], 3頁。

57) 神崎[1987], 3頁。

58) 神崎[1987], 4頁。

59) 神崎[1987], 3-4頁。

60) 「点検, ディスクロージャー(下)」『日本経済新聞』昭和60年4月21日朝刊。

61) 田中[1988]は、リッカーの財務諸表をもとに粉飾決算に至る財務的着眼点を分析している。

62) 同じ事務所からの2名の公認会計士が監査にあたっていた。

63) 神崎[1987], 6頁。

64) 『日本経済新聞』昭和59年7月24日朝刊。

65) 『日本経済新聞』昭和60年4月17日朝刊。

66) 「社説」『日本経済新聞』昭和60年4月21日朝刊。

67) 「点検, ディスクロージャー(下)」『日本経済新聞』昭和60年4月21日朝刊。

68) 『日本経済新聞』昭和60年5月22日朝刊。

計士はすでに死去しており、M氏も入院し、後に死去してしまうことになるのである。

ところで、報道上、監査報告書についての言及はほとんどない。ただし、リッカーがスイス市場でスイス・フラン建て転換社債を発行しており、その償還を残したまま倒産したため、債券の引受を行うスイスの銀行を中心に、その後の起債に際して監査報告書の提出を求めることになった点が報道されている⁶⁹⁾。もっとも、このスイスフラン建て転換社債の発行の要件を満たすこと自体が、リッカーの粉飾経理の理由の1つであったともされており⁷⁰⁾、仮にリッカーが既に監査報告書の提出を求められていたとしても、そこで適正意見が示され続けていたことを鑑みれば、それは起債には何ら影響を与えなかったことが考えられる。しかし、スイスの引受銀行にとっては、今後はかかる不祥事に際して監査報告書をもって監査人の責任を問うことも可能にする措置をとったわけである。

監査役についても、リッカーの粉飾方法が単純だけに監査役が通常の業務の中でこれを容易に発見できたと考えられる。リッカーの監査役は3名で、うち2名は常勤監査役であった。報道では「取締役の職務執行を監査するという基本的な責務を果たしたといえるかどうか、きわめて疑問」という指摘がある⁷¹⁾。しかし、粉飾決算への積極的な加担があったという指摘はない。とはいえ、「監査役は、粉飾に積極的に加担していなかったとしても、それを阻止するために十分にその職務を果たさなかった」とは指摘されている⁷²⁾。監査役に対しては、興人の事例と同様に民事上の損害賠償責任を問う訴訟が起こされたが⁷³⁾、その対象は専ら訴訟後逮捕、起訴される4被告に向けられることとなり、他

の多くの取締役、監査役は裁判所の審尋に対して粉飾決算に関する責任を否定している。各取締役、監査役には、粉飾決算に基づく役員報酬が支払われていた点で、賠償請求の対象となっているが、訴訟を起こした管財人も、すべての取締役、監査役に粉飾決算に関する直接的な責任を問うことは考えていなかったようである。4被告の刑事裁判が進行し、粉飾決算の責任が4被告に帰せられる中で、本民事訴訟も4被告を中心に和解が成立している。このため結果として、監査役がその監査責任を問われたとはいえない事例となった。

6. 4 本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴としては、以下の4点が挙げられる。

- ①かつてなく会計への注目が集まったこと
- ②監査ないし監査人への論及が少なかったこと
- ③その後の対応も目立ったものがなかったこと
- ④学界での論及も限られていたこと
- ⑤東証一部上場企業による粉飾経理事例としては、これ以降みられないこと

先にも述べたように、本事例はかなり長期にわたる報道がなされた事例である。リッカーの経営悪化が伝えられ始めたのは、その会計情報に着目してのことであった。本事例では、報道の初期の段階からかなりの量の報道がリッカーの経理操作に割かれている。これは、粉飾決算はあたりまえであるが企業における会計操作を伴っており、そこへの着目が肝要であるとの理解があったことを意味している。またリッカーは、長年H氏が社長を努めた後、短期間にYs氏、N氏、I氏と社長が交代しているが、この3氏はいずれも経理担当出身であることが共通していた。特にI氏の社長就任にあたっては、当時N氏の後任は銀行出身の副社長であるとなされれていたにもかかわらず、実際には平取締役の経理部長であったI氏が社長に就任し、副社長は代表権のないまま副会長となる人事が行われた。リッカーの粉飾経理が経理部全体で行

69)『日本経済新聞』昭和59年8月30日夕刊。

70)『朝日新聞』昭和60年5月22日朝刊。

71)『社説』『日本経済新聞』昭和60年4月21日朝刊。

72)神崎[1987]、6頁。

73)吉見[1995b]、118頁。

われていたことを鑑みれば、数年にわたる経理部出身者偏重の人事は、この間の粉飾経理の発覚を防ぐためのものであったことがわかる。報道でもかかる人事の意味が注目され、企業における経理部門の重要性が注目された事例であった⁷⁴⁾。

にもかかわらず、監査ないし監査人への着目が思いの外少ないことも特徴的である。リッカーの担当公認会計士は、有力会計士とされていたにもかかわらず、現実にはその責務を果たせなかったと言わざるを得ない。昭和59年4月に、不良月賦債権を抱えているといううわさがあるので貸倒引当金の積み増しと子会社の株式評価損の計上を示唆したとされる点が⁷⁵⁾、いわば唯一の会計士によるリッカーの経理に対する疑念の表明であった。しかし、リッカーの粉飾方法はきわめて単純なものと見える。リッカーの経営に異常な点があること、たとえば売掛金の異常な増加は、公表財務諸表を見るだけでも明らかであり、先述のようにしてすでに報道上も指摘されてきたところであった。公認会計士に対しては、報道でも責任を問う声はあり⁷⁶⁾、「粉飾決算に関して、他の役員、主力銀行、公認会計士などが最後の最後まで全く関知しなかったのか」「(公認会計士は) 初歩的な伝票捜査による架空売上が全く予測だにできなかったとはいえない」とする指摘もあった⁷⁷⁾。前節で述べたように大蔵省も早くから公認会計士の責任追及の態度をみせていたのであるが、結果としては担当会計士が死去するという状況の前に、責任追及も、これ以上の報道上の着目もなくなってしまふ⁷⁸⁾。担当会計士は通常の監査手続すら怠っ

ていたか、あるいは粉飾を知りながら故意に看過していたことも考えられるが、この点もはっきりしないままに終わる結果となったことになる。ただ、リッカーのような事例で公認会計士が責任を問われないのは、アメリカと違って公認会計士に対する損害賠償請求訴訟が起きないからだ、という指摘があったのは、エクスペクション・ギャップ問題との関係で興味深いといえよう⁷⁹⁾。

この結果、本事例に関連して特段の対応がとられた傾向もない。本事例にあっては、2人の個人公認会計士によって監査が行われており、両者の責任関係の曖昧さが指摘されている⁸⁰⁾。しかも昭和59年3月期の監査は1人の公認会計士によって行われており、このことの問題点はすでに不二サッシの事例で強く指摘されたところである⁸¹⁾。その意味で、リッカーにおける組織的監査の不徹底が指摘されたが⁸²⁾、既に当時はほとんどの公認会計士監査対象企業が監査法人による監査に移行しており、リッカーはもはや例外的ともいえた。よってこの点でも特に制度的な改善がなされたわけではない。また、通常は監査法人では担当会計士が代わるが、それがなかったために長い付き合いもあって監査が安易になったのではないかと、とする指摘があり⁸³⁾、これはいわば監査人の任期制、ローテーション制を示唆するものでもあるのだが、その後かかる制度が具体化したわけではない。

以上のような結果から、本事例の社会的影響の大きさにもかかわらず、学界における論及の対象にもほとんどなっていない。監査基準における虚偽記載や粉飾の概念の明確化の必要性⁸⁴⁾、

74) 『読売新聞』昭和60年5月21日夕刊、小宮[1984]、123頁。

75) 神崎[1987]、6-7頁。

76) 「社説」『日本経済新聞』昭和60年5月22日朝刊、「社説」『毎日新聞』昭和60年5月23日朝刊、「社説」『朝日新聞』昭和60年5月25日朝刊。

77) 「リッカーの粉飾決算事件の顛末」『商事法務』第1107号、昭和62年4月5日。

78) 「社説」『日本経済新聞』昭和61年3月12日朝刊。

79) 「これでよいのか公認会計士」『日経ビジネス』第408号、昭和60年6月10日、252頁。

80) 『朝日新聞』昭和60年5月22日朝刊。

81) 吉見[1995b]、122頁。

82) 神崎[1987]、7頁。

83) 「社説」『日本経済新聞』昭和60年4月21日。

84) 細田[1993]、320頁。

証券取引法第197条1の2上の「虚偽記載」、
「重要な事項」の具体化の必要性の指摘はあったが⁸⁵⁾、会計学や監査論の立場からの着目は一般的にきわめて少なかったと言わざるを得ない。それはすなわち、リッカーの事例は粉飾の方法としては特に目新しいものもなく、結果として会計士や監査役の責任が大きく問われた事例でもなかったことを反映しているように思われる。しかしながら、これほどの粉飾経理事例にあって、監査の意義、監査人の責任がさして問われなかったということは、彼らに対する粉飾防止、発見への期待が薄いことを意味するのであろう。

結果的には、本事例以降に、東証一部上場企業による粉飾経理を伴う倒産事例は起こっていない。少なくとも大企業にあっては、これ以降我が国でも監査制度が有効に機能し始めたとみることもできよう。しかしながら後述のように、同様の事例はかわってより小規模の企業にみられるようになるのである。

7. 事例 平和相互銀行

7. 1 事例の概要

平和相互銀行は、東京に本店を置く店頭登録によって株式を公開している相互銀行である。昭和24年にKe氏によって設立された無尽会社「日本殖産」を前身とし、昭和26年、相互銀行法によって相互銀行に転換した。昭和55年には相互銀行では資金量第8位に位置していたが、夜7時までの窓口営業のようなユニークな経営方針もあり、昭和60年には一時同第5位にまで成長している。本事例は、基本的には同銀行の経営破綻にかかる事例であるが、そのほか多くの問題点を含む事例である。

さて、平和相互銀行は、K氏一族が株式の41パーセントを所有していたとされるいわゆる同族経営の銀行であり⁸⁶⁾、K家が持つ多くの企業

群に資金を提供する位置にあった。K氏グループの企業に対する融資は銀行全体の3分の1とも3分の2ともいわれ、これらにつき大蔵省はかねてから担保不足を指摘していたところであった⁸⁷⁾。このような背景もあって、創業者のKe氏が昭和54年に死去するや経営の主導権争いが起きたとされ、さらにK氏グループ企業の経営悪化も伝えられていた⁸⁸⁾。そして、Ke氏の死去のわずか3カ月後には、Ke氏の娘婿にあたるIk副社長が非常勤取締役役に降格される。

また翌年には、大光相互銀行の簿外保証事例に関連して、平和相互銀行についても簿外保証があったことが報じられた⁸⁹⁾。このときの社長は、Ke氏の後継として昭和48年からその任にあった弟のKs氏であった。が、Ks氏は簿外保証事件の責任を取る形で退任、新たにIn氏が社長となった。Ke氏は、Ks氏が社長に就任後も会長として実際に経営に関与していたとされ、同様にKs氏も退任後は会長に就任したが、氏も昭和59年に死去する⁹⁰⁾。

これを機に、同行の経営権争いが表面化する。In社長はK氏一族ではないもののKe元社長に忠実といわれる人物であったが、氏とTk常務、To取締役、Is監査役が中心となって、平和相互銀行を「K氏の銀行」から脱皮させようとした⁹¹⁾。具体的には、昭和60年2月に、平和相互銀行はK家に対して提出担保の登記や代表者の個人保証、保有する平和相互銀行株式の提出を求め、また昭和60年3月の取締役会では、In社長がKe氏の長男であるKi常務の解任を提案、これが可決される⁹²⁾。これ以降、平和相互銀行

87) 「オーナー追放後、混乱続く平和相銀」『週刊東洋経済』第4587号、昭和60年4月27日、『日本経済新聞』昭和55年5月15日朝刊。

88) 『日本経済新聞』昭和55年5月15日朝刊。

89) 吉見 [1995a], 115頁。

90) 『日本経済新聞』昭和59年10月29日朝刊。

91) 「オーナー追放後、混乱続く平和相銀」『週刊東洋経済』第4587号、昭和60年4月27日。

92) 『日本経済新聞』昭和60年4月19日朝刊。

85) 林 [1988], 118頁。

86) 『日本経済新聞』昭和55年5月15日朝刊。

の経営権をめぐる現経営陣とK氏一族との対立の構図が明確になる。さらにIn社長らは、K氏関連企業への融資について追加担保として平和相互銀行株の差し入れを求めたが、K家は平和相互銀行の実質的な支配権を保持するため保有全株式を旧川崎財閥の財産管理会社「川崎定徳」社長のS氏に譲渡して対抗した⁹³⁾。

また、同行の系列会社であり、K家とその関連企業がその株式を全額保有する「太平洋クラブ」は、同年5月に倍額増資することを決め、新規に発行した株式は平和相互銀行系の企業に割り当てられた。しかし、これを決めた取締役会に出席しなかったK家のKy取締役と、他のK家関連の株式保有企業は、取締役会の開催通知を受けていなかったとして、倍額増資の無効確認を求める訴訟を起こして対抗する⁹⁴⁾。同様の増資は「総武流山電鉄」でも行われ、ここでもKy氏が取締役である総武流山電鉄の筆頭株主企業が増資無効を求めて提訴した。これについてはK家側の主張が通る形で仮処分が決定され、現経営陣側は決定の出る前日に先手を打つ形で増資の決定を取り消す。

さらに平和相互銀行は、多額の融資先であり経営が悪化していたK家の会社「足立産業」に対して会社整理の申し立てを行い、同様に「総武通商」については更生手を申請した⁹⁵⁾。これに対し、K家側は足立産業の名誉を傷つけられたとして損害賠償請求を起こす⁹⁶⁾。K家はその後、平和相互銀行に対しては関連企業の債務を返済しようとし、銀行側も当初はこれを拒んだものの、最終的には受け取る⁹⁷⁾。

このように、平和相互銀行の経営をめぐるはきわめて異例の対立が展開され、当初は静観

していた日銀、大蔵省も関心を示し始める⁹⁸⁾。そもそも、かかる対立の根幹には、平和相互銀行の融資先がK家関連企業に集中しており、しかもそのかなりが不良債権化していたことがある。これは、先の総武通商の会社更生法申請が、更生の見込がないとして却下されることでも明らかとなってしまふ⁹⁹⁾。この却下に応じて総武通商は自己破産を申請、平和相互銀行は東京高裁に抗告するものの、結局は破産宣告を受ける。続いて太平洋クラブも会社更生法の申請をなすに至り¹⁰⁰⁾、これらの企業に対する平和相互銀行の融資のほとんどが回収できない可能性がでてきたのである。

ここに至って大蔵省は、預金者保護は問題がないとコメントを出し、信用不安を回避しようとし始める¹⁰¹⁾。加えて平和相互銀行に対する銀行検査を繰り上げて実施し、その融資実態の解明に動き出す¹⁰²⁾。検査が進行する中で、平和相互銀行は昭和60年9月期の間配当を大蔵省の指導に従って見送り¹⁰³⁾、In社長は退任、後任に会長で大蔵省OBであるTs氏が社長となり、さらに大蔵省、日銀から顧問を迎えた¹⁰⁴⁾。これにより平和相互銀行は事実上大蔵省管理下の銀行となり、この時点では自主再建の方向を示して日銀を含めた全面的な支援態勢をとることになる¹⁰⁵⁾。大蔵省による検査は次年の1月28日に終わり¹⁰⁶⁾、この結果、昭和60年9月末の融資総額9,500億円のうち回収不能な債権第四分類の

98)『日本経済新聞』昭和60年5月9日朝刊、5月12日朝刊。

99)『日本経済新聞』昭和60年6月15日朝刊。

100)『日本経済新聞』昭和60年7月31日朝刊。

101)『日本経済新聞』昭和60年6月19日朝刊。

102)『日本経済新聞』昭和60年8月20日夕刊。

103)『日本経済新聞』昭和60年11月26日夕刊。

104)『日本経済新聞』昭和60年12月1日朝刊、12月3日朝刊、「平和相互、中間配当見送り社長交代を決定」「新聞の盲点」「金融財政事情」第36巻第46号、昭和60年12月9日。

105)「社説」『日本経済新聞』昭和60年11月28日朝刊、12月3日朝刊。

106)『日本経済新聞』昭和61年1月28日夕刊。

93)『日本経済新聞』昭和60年4月19日朝刊。

94)『日本経済新聞』昭和60年4月18日夕刊。

95)『日本経済新聞』昭和60年5月2日朝刊。

96)『日本経済新聞』昭和60年5月9日朝刊。

97)『日本経済新聞』昭和60年5月14日夕刊、5月24日朝刊。後にこの返済資金は、伊藤萬が肩代わりしたものとなる(山田[1986]、300頁)。

不良債権が138億5,000万円、回収困難とされる第三分類のものが約1,750億円にのぼることが判明した¹⁰⁷⁾。平和相互銀行はここでも自主再建を目指すとしたものの¹⁰⁸⁾、大蔵省は同行の自主再建は困難と判断し、有力行との合併の可能性が示唆される¹⁰⁹⁾。そして早くも2月7日には住友銀行との合併を有力視する報道がなされ¹¹⁰⁾、住友銀行も合併に積極的な姿勢をみせる。さらに日銀も後援を表明し¹¹¹⁾、2月15日には同年10月1日の合併が発表される¹¹²⁾。その後合併手続きは順調に進み、同年10月1日に平和相互銀行は住友銀行に吸収合併されて現在に至っている¹¹³⁾。

平和相互銀行では、住友銀行との合併が報道されると、K家による経営からの脱却を図るとともに、行内では、K家と対立し「4人組」とも呼ばれていた経営陣のIn相談役（前社長）、Tk常務、To非常勤取締役、Is監査役が、乱脈融資の責任を問われて退任する¹¹⁴⁾。また、非常勤取締役として残っていたK家のKs氏も、後に退任する¹¹⁵⁾。

さて、平和相互銀行の問題は昭和61年3月には開会中の国会でもとりあげられ、この中で特にいわゆる「金屏風」を担保にした融資について質問が出た¹¹⁶⁾。これは、Is前監査役が設立し、株式の97パーセントを保有する経営コンサ

ルティング会社「コンサルティング・フォーラム」が昭和60年8月に都内の画廊から金屏風を購入するに際し、この屏風を担保に平和相互銀行から41億円もの融資が実行されたことに関係する。コンサルティング・フォーラムは、昭和57年12月に設立され、当初は先述の太平洋クラブなどのコンサルティングを行っていたが、すぐに休眠会社となっていた¹¹⁷⁾。そこでこの融資の真の理由は、経営権をめぐる対立の中でS氏が入手したK家株式を平和相互銀行側が入手する工作を件の画廊が引き受け、その謝礼として屏風の売買がなされたのではないかとされたのである¹¹⁸⁾。金屏風は8,000万円から5億円のものといわれるが、これをコンサルティング・フォーラムは40億円で購入していた。この一部が、工作の過程で政治家へ渡された疑いも呈された¹¹⁹⁾。そもそも平和相互銀行は、Ke氏の政界との交際の広さから以前から政界への資金提供の可能性を報道されていた企業であるが¹²⁰⁾、金屏風疑惑はこれが具体化したものとなった。

さらに、別の不正融資疑惑も浮上した。先に言及した太平洋クラブは、Is前監査役の紹介で神戸市屏風の土地を大阪市の建設会社「広洋」と兵庫県尼崎市の造園会社「サングリーン」に60億円で売却するが、その購入代金と宅地造成費として合計88億円が平和相互銀行から融資された。ところがこの土地は地名の「屏風」が示すように変形した山林で、かつ市街化調整区域のために開発の見込みはなかった。しかもこの後に土地の開発費として28億2,000万円が追加

107) 『日本経済新聞』昭和61年1月29日朝刊。

108) 「大蔵省、平和相互に六項目の改善勧告」『金融財政事情』第37巻第5号、昭和61年10月10日。

109) 『日本経済新聞』昭和61年1月24日朝刊。

110) 『日本経済新聞』昭和61年2月7日夕刊、「住友、平和相互救済合併の序章」『金融財政事情』第37巻第6号、昭和61年2月17日。なお後者の記事は、住友銀行頭取のインタビュー記事であり、取材は2月7日に行われている。

111) 『日本経済新聞』昭和61年2月8日朝刊。

112) 『日本経済新聞』昭和61年2月16日朝刊、「住友、平和相互救済合併の軌跡」『金融財政事情』第37巻第7号、昭和61年2月24日。

113) 『日本経済新聞』昭和61年10月1日夕刊。

114) 『日本経済新聞』昭和61年2月7日夕刊。

115) 『日本経済新聞』昭和61年5月29日朝刊。

116) 『日本経済新聞』昭和61年3月15日夕刊。

117) 『日本経済新聞』昭和61年7月26日夕刊。

118) 『読売新聞』昭和61年7月20日、『毎日新聞』昭和61年7月10日夕刊。

119) 「検察当局はどう動く水面下で進む「疑惑の解明」」『金融ビジネス』第12号、昭和61年4月、「平和相互銀行巨悪摘出で10月合併への総仕上げ」『週刊東洋経済』第4669号、昭和61年7月19日、『日本経済新聞』昭和61年8月13日朝刊、『毎日新聞』昭和61年7月8日朝刊。

120) 『毎日新聞』昭和60年9月19日朝刊。

融資される。結局この土地に平和相互銀行から融資された総額は116億2,000万円にのぼり、うち担保があるのは評価額30億円とされる土地に対する融資60億円分だけであったのである。また、この取引には札幌市の不動産会社「新日興開発」も仲介で介在し、ここには3億6,000万円の手数料が支払われている。結果として、貸付金はほぼ全額が不良債権化し、平和相互銀行は88億円の回収不能を負った¹²¹⁾。平和相互銀行の前経営陣から事情聴取を続けていた東京地検特捜部は、この融資が商法486条の特別背任罪にあたる判断し、7月6日にIn前社長、Is前監査役ら「4人組」といわれた前経営陣4名と、融資を担当した前取締役1名、それに新日興開発のO社長と東京都の業者を逮捕¹²²⁾、さらに7日には銀行の融資担当責任者3名¹²³⁾、18日には広洋の社長を逮捕した¹²⁴⁾。

ここで、新日興開発社長が逮捕されたのは、同社が実は仲介にはかかわっていなかったとされたため、また他にも札幌市内の土地や鹿児島県の離島の土地売買に関連して平和相互銀行から同社に融資が行われていたことが判明する。このうち使途不明となったものも多く、Is前監査役へ裏金として渡された疑惑がもちあがる¹²⁵⁾。

さらに、コンサルティング・フォーラムが東京・上野のビルを売買するにあたり、Is監査役が仲介に入って仲介料を受け取り、この一部をO氏に貸し付けるが、これが焦げ付いたため2億円を無担保で平和相互銀行からコンサルティング・フォーラムに融資したことも判明、Is前監査役らIn前社長を除く旧経営陣3名とO氏が特別背任容疑で再逮捕される¹²⁶⁾。

7月26日には神戸の土地に関して116億2,000万円の特別背任罪で旧経営陣4名が起訴され、さらに8月12日には上野のビル売買に関して2億円の特別背任罪で旧経営陣3名が追起訴された¹²⁷⁾。また、共犯として広洋、新日興開発の両社社長も起訴された。これに応じて、平和相互銀行は、旧経営陣4名に対して15億円の損害賠償請求訴訟を起こすが¹²⁸⁾、強制捜査に関しては先の起訴をもって終了する。この結果、金屏風の問題は立件されず、疑惑を残したまま事件も一旦は終わることになる。

さて、同事件の初公判は10月31日に開かれ¹²⁹⁾、ここでIs前監査役は無罪を主張し、他の被告が罪状を認めたため、この後両者を分離して公判が行われる。In前社長らの公判は昭和62年5月28日には求刑が行われ¹³⁰⁾、7月30日には東京地裁で被告全員有罪の一審判決が言い渡された¹³¹⁾。In前社長と「広洋」社長は執行猶予がつかなかったため控訴するが、2者とも二審で控訴を棄却され¹³²⁾、In氏は上告も棄却されて実刑判決が確定する¹³³⁾。Is元監査役も平成元

121) 『日本経済新聞』昭和61年6月11日朝刊、7月7日朝刊。

122) 『読売新聞』昭和61年7月6日、『日本経済新聞』昭和61年7月7日朝刊。

123) 『日本経済新聞』昭和61年7月7日夕刊。

124) 『日本経済新聞』昭和61年7月19日朝刊。

125) 『日本経済新聞』昭和61年7月8日朝刊、7月9日夕刊。後者の離島については、昭和49年に石油備蓄基地の建設を見越して平和相互銀行が投資したものであったが、それが中止になるや核燃料廃棄物処理場、そして防衛庁のレーダー基地計画が次々ともちあがったものである。一部報道は右翼団体や政界との関係を追及したもの、事件となるにはいたっていない(『朝日新聞』昭和61年12月9日朝刊、昭和62年2月15日朝刊、2月16日朝刊、2月20日朝刊)。

126) 『日本経済新聞』昭和61年7月26日夕刊、『読売新聞』昭和61年7月27日。

127) 『日本経済新聞』昭和61年7月26日夕刊、8月13日朝刊。

128) 『日本経済新聞』昭和61年9月4日夕刊。

129) 『日本経済新聞』昭和61年10月31日夕刊。

130) 『日本経済新聞(大阪)』昭和62年5月28日夕刊。

131) 『日本経済新聞』昭和62年7月30日夕刊。

132) 『日本経済新聞』昭和63年7月15日朝刊、8月25日夕刊。

133) 『日本経済新聞』平成2年5月15日朝刊。

年12月25日に一審で求刑¹³⁴⁾、平成2年3月26日には実刑の有罪判決が下される。Is氏も控訴するが、平成7年2月27日に東京高裁は一審を支持して控訴を棄却している¹³⁵⁾。

7. 2 報道の論点

平和相互銀行に関する報道も、リッカーの事例と同様に長期にわたっている。そもそも、平和相互銀行は簿外保証事件の発覚を含めて、問題の多い銀行とみなされてきたきらいがあり、よって報道も注目していた銀行である。それは、同行の同族経営のありかた、特に融資先がK家関連の企業に集中していたことにも起因しているといつてよい。この点が、創業者のKe氏、その弟のKs氏の死去により、現経営陣によるK氏一族の銀行経営からの排除の動きとなって表れ、平和相互銀行経営陣対K家の対立の構図が、訴訟などを通じて明確になったことから報道が本格化する。すなわち報道の論点は、まず第一にはK家による同族経営の問題点と、後の経営主導権争いにあてられた¹³⁶⁾。

第二は、この中から表れてきた平和相互銀行の不良債権の額についてである。これはもっぱら、大蔵省が行った繰り上げ検査によって明らかにされた形になっている。その多くは、前記のK家関連企業に融資されたものが不良債権化したものであった。

第三は、平和相互銀行の経営再建問題である。当初、平和相互銀行は、自主再建可能と表明してきたが、大蔵省検査の終了によって不良債権額が公表されると、きわめて早い対応で住友銀行による救済合併が発表されることになる。これを機に、ここまで報道が控えられていた事実が公表され始める。すなわち、かなり早い段階で大蔵省と日銀が平和相互銀行の自主再建をあ

きらめていたとみられること、住友銀行も、同様に早い段階から平和相互銀行合併の準備をしてきたことである。大蔵省については、すでに銀行の内紛が表面化した昭和60年春に同行の解体を考えていたとされる。このため、大蔵事務次官は、住友銀行や日本興業銀行に救済の打診を始めていた¹³⁷⁾。そして11月には、昭和60年9月期の中間配当見送りから合併までの予定を組んでいたとされる¹³⁸⁾。また日銀は、Ks氏死去の直後、昭和59年に審査を行っているが、このときすでに同行の債権内容の悪さを認識していた。すなわち、審査にあたった日銀の審査役の認識は、平和相互銀行は本来なら利息を取れない融資先に追い貸しすることで利益を計上しており、同行は実質的には赤字であるというものであった。この結果、日銀は平和相互銀行の都銀による合併などの処遇を検討し始め、銀行への打診を始めたとされる¹³⁹⁾。

一方、住友銀行の対応は平和相互銀行株の取得に表れる。すなわち、前項のように、K家は銀行経営陣への対抗のため保有する平和相互銀行株式をS氏に譲渡したのであるが、S氏がその購入資金をどこから得たのかといえ、ノンバンクのイトマンファイナンスからであった。イトマンファイナンスは大阪の商社伊藤萬の子会社であり、伊藤萬の社長は住友銀行出身であった。特に住友銀行の経営陣には信任が厚い人物であった。すなわち、住友銀行は伊藤萬を通じて平和相互銀行株式を入手できる態勢を整えていたことになる¹⁴⁰⁾。また、住友銀行は旧経営陣

134) 『日本経済新聞』平成元年12月26日朝刊、平成2年3月26日夕刊。

135) 『日本経済新聞』平成7年2月27日夕刊。

136) 笹子[1986]。

137) 「救済合併、平和相銀(上)」『日本経済新聞』昭和61年2月13日朝刊。

138) 「住友・平和相銀合併(下)」『日経産業新聞』昭和61年2月18日。

139) 山田[1986]、299頁、「住友・平相合併劇の舞台裏」『金融ビジネス』第12号、昭和61年4月。

140) 「巨額不良融資 生体解剖される平和相銀」『週刊東洋経済』第4629号、昭和60年12月7日、「救済合併、平和相銀(上)」『日本経済新聞』昭和61年2月13日朝刊。

の退任を合併の条件とし¹⁴¹⁾、これを受けて大蔵省が退任を迫ったとされ、K家と同様に現経営陣も平和相互銀行と切り離された。住友銀行による合併が発表されると、平和相互銀行の破綻、再建問題は終わった形となり、報道の関心は住友銀行にとっての合併の経営メリットや、これをアレンジした伊藤萬へと移っていく¹⁴²⁾。

その後は、旧経営陣の特別背任罪での逮捕、起訴に伴って、それまではほとんど報道されていなかった平和相互銀行旧経営陣に関する報道が一挙に中心を占める。旧経営陣の経営責任問題としては、前項のように2点あり、それがそのまま2つの論点となる。

すなわち、論点の第三は神戸市屏風の土地に対する不正融資問題である。この融資と、後に追加立件される上野のビルの売買について、旧経営陣が特別背任で逮捕、起訴されるわけであるが、検察当局は、この件について既に昭和60年秋から内偵捜査を始めていたという¹⁴³⁾。旧経営陣については、K家による銀行の同族経営支配を排除しようとした中核であり、従来は報道では必ずしも問題点があるように指摘されていたわけではなかったのであるが、強制捜査が始まるやこれが大きく変化する。特に「4人組」といわれた旧経営陣の中では、従来はIn前社長が報道上表面に表れていたが、実は銀行の実権を握り、銀行に損害を与えていたのはIs前監査役であったと大きく報道されることになる。逆に当初報道の中心となって経営責任を議論されたK家出身の経営者たちは、Is前監査役らと異なり何ら刑事責任を問われることはなかつ

た。

第四は、金屏風の売買についてである。これは、不自然な金屏風の売買から、背後に政治家への工作などの可能性が強く報道されたものであった。これは、前記の土地の問題よりも早く国会で問題となったが、その後報道の中心は前記の土地の問題に移り、結局この問題は事件としては立件されない。国会では野党を中心にかかる形で事件の終了に疑義が呈されたが、証拠不十分を理由に捜査は打ち切られた¹⁴⁴⁾。

この金屏風問題は、Is元監査役の公判の中で、同氏の証言によって平和相互銀行株式の購入工作のためのものであったことが裏付けられていく¹⁴⁵⁾。政界への工作については、T元首相(金屏風取引時は蔵相)のA秘書に会ったことをIs氏が法廷で証言、このとき元首相に裏金が流れるとの認識をもったとした¹⁴⁶⁾。T元首相は平成5年2月17日に衆議院予算委員会で証人喚問に立つが、金屏風事件への関与を否定する¹⁴⁷⁾。同年4月1日には参議院予算委員会でTs平和相互銀行元社長が証人として喚問され、画廊の紹介をIs氏にしたことは認めたものの、事件への関与は否定した¹⁴⁸⁾。また住友銀行は、金屏風に関する融資の返済を求めてコンサルティング・フォーラムを提訴、コンサルティング・フォーラムはそもそも返済を求めない約束での融資だったと主張するが、平成6年3月には、住友銀行の訴えが認められる判決が出ている¹⁴⁹⁾。金屏風問題は、上記のように関係者からの有効な証言がIs元監査役のものを除けば得られなかったことに加え、A秘書の自殺、川崎定徳社長のS氏の死去などもあって、これ以上は追及されていない。

このように本事例では、経営の主導権争いに

141) 「銀行の犯罪 検証・平和相銀事件(3)」『日本経済新聞』昭和61年7月9日朝刊。

142) 「特集 住友銀行の“最大最強”宣言」『金融ビジネス』第12号、昭和61年4月。「商社コンフィデンシャル」『日経産業新聞』昭和61年2月17日、山下 [1986]。「平相合併劇前夜住銀重役は皆反対だった」『週刊ダイヤモンド』第74巻第13号、昭和61年3月29日(この報道は、伊藤萬社長へのインタビューである)。

143) 『日本経済新聞』昭和61年6月11日朝刊。

144) 『日本経済新聞』昭和61年8月22日夕刊。

145) 『日本経済新聞』昭和62年1月30日朝刊。

146) 『日本経済新聞』昭和63年2月16日夕刊。

147) 『日本経済新聞』平成5年2月18日朝刊。

148) 『日本経済新聞』平成5年4月2日朝刊。

149) 『日本経済新聞』平成6年3月30日朝刊。

端を発し、多額の不良債権問題、合併問題、特別背任問題、政界との関係と報道の論点が多岐にわたっている。主導権争いについては、合併と特別背任事件によって、当事者の両方が平和相互銀行の経営から離れる結果となった。そして事例の政界との関連については、結局は不透明なままとなるのである。

7. 3 監査および監査人との関係

本事例では、会計、監査に関する報道は少ない。しかしながら、本事例の本質は不良債権による銀行の経営破綻であり、その意味で、会計、監査に関する報道が少なかったことは、むしろ不自然なことである。

銀行に対しては、すでに公認会計士による監査が導入されているところであり、当然ながら平和相互銀行もその対象であった。また、同行は店頭登録企業であり、証券取引法の対象ともなっており、有価証券報告書も提出している。平和相互銀行の場合、個人の公認会計士2名が監査を担当していた。ここで問題となるのは、不良債権の額の大きさにもかかわらず、適切な償却、引当金の設定がなされていなかったことである。この点について、「会計監査人は、平和相互の貸付債権の中身が非常に悪いことを容易に知り得たはずだし、当然、銀行側に償却ないし貸倒引当金設定をさせるか、さもなければ監査意見の中で、それについて指摘すべきだったと思われる」という指摘もあった¹⁵⁰⁾。しかし、現実にはそれはなされなかった。仮になされれば、不良債権の額からして平和相互銀行の決算は赤字になっていた可能性が高いことはいうまでもない。このような中で、公認会計士については特に責任を問われず、報道上も大きな議論はなかった。それは、平和相互銀行が吸収合併されてしまったためという理解のようである¹⁵¹⁾。

150) 「社説」『日本経済新聞』昭和61年3月12日朝刊。

本事例に関して特徴的なのは、結果的に従来になく監査役が注目を浴びた事例であるということである。すなわちそれは、最終的に事件として立件された特別背任事件で、問題となった融資に直接関与し指示を出していたのがIs前監査役であり、旧経営陣の中では、実はIs氏が事実上の経営の実権を握っていたことが明らかにされていくことによる。

Is氏は検事出身で、東京地検特捜部に勤務の経験もある。昭和37年に弁護士となり、昭和45年に平和相互銀行顧問、昭和52年には同監査役となった。Is氏が平和相互銀行に入行し、影響力を持つようになるのは、Ke元社長が起こした昭和52年のディーゼル機器株の仕手戦の失敗や昭和49年からの不動産取引のトラブルに関してその処理に尽力したこと、Ke氏の長男Ki氏の後継認知に尽力したことによるとされる。そして、Ke氏の死去後はさらに影響力を拡大し、Ke氏の下にあったIn氏に加え、関東甲信越国税局からTk氏、検察事務官であったTo氏を迎えて、「4人組」とも呼ばれる「実権派」を形成し、自身は「平相の天皇」と呼ばれるようになったという¹⁵²⁾。

Is監査役の関与する融資案件は、行内では通常の手続きを経ることなく融資が決定されていた。また平和相互銀行の組織図では、取締役会の上に監査役が配置されており¹⁵³⁾、逮捕、起訴された旧役員の中では、Is監査役の役員報酬が最も多かったという¹⁵⁴⁾。

商法上の監査役は、本来はかなり権限のある地位であるが、その実態は、多くの企業で形骸化し、閑職とみられていることが多い。しかる

151) 「社説」『日本経済新聞』昭和61年3月12日朝刊。

152) 『日本経済新聞』昭和61年7月7日朝刊、10月31日夕刊。

153) 「銀行の犯罪 検証・平和相銀事件(3)」『日本経済新聞』昭和61年7月9日朝刊、『毎日新聞』昭和61年7月11日朝刊。

154) 『日本経済新聞』昭和61年10月31日夕刊。

に、平和相互銀行では、監査役が事実上の実権を握っていたことになる。ある意味では、会社内で監査役が力を持つことは、商法が期待するところであるともいえる。また監査役に独立性を期待し、Is氏のごとく、法曹界から監査役を迎える企業は現在でも少なくない。

ただし、平和相互銀行の事例では、Is氏が監査役としての職務を果たしていたかという点と疑問を呈さざるを得ない。Is氏が直接に融資案件に関与していたとされる点からは、実質的には監査役というよりは取締役の職務を担っていたように思われる。平和相互銀行の事例は、確かに監査役の地位が強い立場として機能し得る可能性を示しているといえるが、反面、監査役それ自体の機能が果たされなかった事例でもあった。

本事例で公認会計士、監査役よりも注目されたのは、大蔵省による検査、日銀による考査の有効性であった。確かに、本事例で平和相互銀行が合併に至るきっかけとなったのは大蔵省検査による不良債権の確定である。また日銀考査では、すでにそれ以前に再建不可能なほどの不良債権額が認識されていたところであった。しかし、不良債権は過去の長い期間にわたって積み重ねられてきたものであり、これ以前の検査や考査の有効性には疑問が呈された¹⁵⁵⁾。両者とも、債権の担保の不十分性やK家関連企業への融資集中を指摘してはきたが、抜本的な経営改善に向けての指導には有効性を発揮できなかった。しかも、平和相互銀行は、検査、考査向けに別途帳簿を作成していたとされており¹⁵⁶⁾、それをも見逃してきたか、あるいは黙認してきたことになる。また、考査はもちろん検査の詳細な内容は公表されるものではなく¹⁵⁷⁾、公的開示制度としては有効でないと云わざるを得ない。

7. 4 本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴をあげれば、以下のようである。

- ① 長期にわたる報道の中、その論点が変化し、事例の性格も変化したこと。
- ② 経営破綻に至った銀行の整理のモデルケースとなったこと。
- ③ 会計、監査に関しては、比較的関心が薄かったこと。
- ④ その中で、監査役には従来になく注目が集まったこと。
- ⑤ 他の事例との関連が多いこと。

①については、すでに詳細を述べたところである。そもそも、平和相互銀行は問題のある銀行と見なされてきたきらいがあるが、報道における問題点の指摘は大きく変化してきている。最終的には、Is前監査役を中心とする特別背任事件となるのであるが、本事例は、単純にそれだけの事例ではない。同行が経営破綻に至るのは、多額の不良債権が原因であるが、その点については、最終的には問題の中心からはずれてしまった感を否めない。これは、②にあるように、本事例が従来我が国ではつぶれないといわれてきた銀行の破綻、整理事例であることから、その処理スキームの確定とともに関心が薄れてしまった傾向があるように思われる。

その結果、なぜ不良債権がかくも多くに至るまで放置されてきたのか、会計上、監査上の問題の指摘も少ないままにとどまっている。裁判の過程や報道の中では、帳簿の改竄も指摘されているが¹⁵⁸⁾、それ以上の報道はない。反面、前項に示したように、最終的に事件となった部分の主体となったのが監査役であったことは、従来になく監査役への注目を集めた。この意味で、

155) 山田 [1986]。

156) 『読売新聞』昭和60年8月29日朝刊、昭和61年7月15日夕刊、『朝日新聞』昭和61年7月17日朝刊。

157) 参議院予算委員会は平和相互銀行の検査結果の公表を求めたが、大蔵省は金融機関との信頼関係維持の観点から公表を拒んでいる(『朝日新聞』昭和61年3月13日朝刊)。

158) 「銀行の犯罪 検証・平和相銀事件(4)」『日本経済新聞』昭和61年7月10日朝刊、12月10日朝刊。

本事例は、監査役が経営の実権を握り、事件に直接に関与した興味深い事例である。しかしながら、本事例が取締役ではなく監査役が中心となったことに特に着目したものはほとんどなかったように思われる。結果として、本事例を公認会計士、監査役制度の問題点やその改善にむすびつける議論にはならなかったのである。

⑤については、本事例が様々な事例と関連していることに留意しておく必要がある。本事例により、まず平和相互銀行と同様の問題点を抱える銀行が着目された。平和相互銀行の場合は、不良債権額の確定は大蔵省検査によってなされた。昭和63年には同様に、大蔵省検査により第一相互銀行での不動産関連への過剰融資が指摘される¹⁵⁹⁾。大蔵省は同行社長から事情聴取を行い、検査終了後は決算承認銀行とし、業務改善命令を出すことになる¹⁶⁰⁾。社長は留任姿勢を示すが、結局は辞任、第一相互銀行は太陽神戸銀行を中心とした支援を受けて再建を目指すことになる¹⁶¹⁾。このように、相互銀行を中心に問題のある経営をチェックし、必要に応じて他の銀行の支援態勢をつくるのが、大蔵省を中心に行われたのである。

また、いわゆる金屏風問題が、一旦は収束したにもかかわらず後に再度問題とされるのは、後のリクルート事件、佐川急便事件との関連においてである。すなわち、平和相互銀行の事例に関連した人物の多くが、佐川急便事件などと共通していることが明らかになるにつれ、改めて平和相互銀行事件が注目されることとなり、特にT元首相への資金の流れが問題となった金屏風事件が注目されたのである。

さらに他にも、平和相互銀行の事例との関連

がある事例がある。まず、平和相互銀行の解体に伴って、その株式持ち合い構造が崩壊することになる谷藤機械工業である。また、住友銀行による平和相互銀行株式の取得に活躍した伊藤萬（のちのイトマン）も、その後大きく注目されることになるのである。

〔参考文献〕

- 林順一「リッカー粉飾事件のクリミナル・アカウンティング・ケース」『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』第24巻第3号、1988年1月、108-127頁。
- 細田末吉『不正と決算の監査役監査』同文館出版、1993年7月。
- 神崎克郎「リッカー粉飾決算事件の法的検討」『商事法務』第1114号、1987年6月25日、2-7頁。
- 小宮和行『「名門」リッカーかくて倒産す』『プレジデント』第22巻第9号、1984年9月、114-124頁。
- 笹子勝哉「小宮山人脈と平和相互のグレーマーケット解剖」『金融ビジネス』第12号、1986年4月、36-39頁。
- 田中良三「リッカーの支払能力分析」『會計』第133巻第4号、1988年4月、82-102頁。
- 山田厚史「平和相銀 乱脈の決算」『世界』第491号、1986年8月、298-305頁。
- 山下邦彦「乱脈経営の責任追及が甘い『過保護行政』」『金融財政事情』第37巻第8号、1986年3月3日、14-17頁。
- 吉見宏「我が国における企業不正事例（1）」『経済学研究』（北海道大学）第45巻第2号、1995年6月、109-122頁（1995a）。
- 吉見宏「我が国における企業不正事例（2）」『経済学研究』（北海道大学）第45巻第3号、1995年11月、115-125頁（1995b）。

159) 『日本経済新聞』昭和63年5月8日、6月3日朝刊。

160) 『日本経済新聞』昭和63年4月7日夕刊、7月25日夕刊、7月27日朝刊。

161) 『日本経済新聞』昭和63年12月27日夕刊。